

# ま え が き

この報告書は、平成 12 年 10 月 1 日現在で実施された国勢調査について、総務省統計局が集計・公表したものを基に、本市関係分を地区別、町丁別等に集計し収録したものです。

国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 12 年国勢調査はその 17 回目にあたります。

本書が、行政諸施策の企画・立案をはじめ、大学、企業等における学術研究、企業活動などに幅広く利用され、本市発展の一助になれば幸いです。

刊行にあたり、今回の国勢調査にご協力いただきました統計調査員、自治会及び関係各位に深く感謝申し上げます。

平成 1 5 年 3 月

浜松市長 北 脇 保 之

## 公表にあたって

この報告書は、浜松市の集計によるもので、総務省統計局の公表結果とは異なる場合があります。

利用にあたっては、下記の事項を参考にして下さい。

数字の単位未満は四捨五入は切り捨てのため、総数と内訳の合計とは一致しない場合もあります。

各表中の符号の用法は次のとおりです。

「 0 」 単位未満

「 - 」 該当数字なし

「 ... 」 該当数値が不詳又は不明

「 」 マイナス

# 目 次

## 1 調査の概要

1	調査の沿革	1
2	調査の時期	1
3	調査の法的根拠	1
4	調査の地域	1
5	調査の対象	1
6	調査事項	2
7	調査の方法	3
	平成12年国勢調査調査票様式	4

## 2 用語の解説

1	人口	6
2	年齢	6
3	配偶関係	6
4	国籍	6
5	世帯の種類	6
6	母子世帯・父子世帯	7
7	高齢単身世帯・高齢夫婦世帯	7
8	3世代世帯	7
9	世帯人員	7
10	住居の種類	7
11	住宅の所有の関係	8
12	延べ面積	8
13	住宅の建て方	8
14	労働力状態	9
15	従業上の地位	10
16	産業	10
17	従業地・通学地	11

## 3 結果の概要

1	人口の推移	13
2	人口集中地区	13
3	人口の年齢3区分	14
4	配偶関係	15
5	世帯	15
6	住宅	16
7	労働力状態の推移	17
8	産業	18
9	就業者・通学者(15歳以上)の状況	20

## 4 統計表

### (人口・世帯)

第1表	人口の推移	22
第2表	人口40万人以上の都市の人口の推移	24
第3表	男女別人口及び世帯の種類別世帯数 - 全国	26
第4表	男女別人口及び世帯の種類別世帯数，面積及び人口密度 - 静岡県内各市町村	28
第5表	世帯数及び年齢（5歳階級）別人口 - 地区別，町丁別	32
第6表	母子世帯数，父子世帯数，高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数 - 地区別	141
第7表	配偶関係，年齢，男女別15歳以上人口	142
第8表	国籍別，年齢，（5歳階級）別外国人数	144
第9表	世帯の種類，世帯数及び世帯人員 - 地区別	148

### (住居の状態)

第10表	住宅の所有の関係別一般世帯数及び1世帯当たりの延べ面積 - 地区別，町丁別	150
第11表	住宅の建て方，住宅の所有の関係別住宅に住む一般世帯数，一般世帯人員及び1世帯当たり人員	172

### (労働力状態)

第12表	労働力状態による男女別15歳以上人口 - 地区別	174
第13表	労働力状態による年齢別15歳以上人口	180
第14表	産業（大分類），従業上の地位，男女別15歳以上就業者数	182
第15表	世帯数，男女別，15歳以上人口，労働力人口及び産業別従業者数 - 地区別，町丁別	184
第16表	職業（大分類），従業上の地位，男女別15歳以上従業者数	248

### (従業地・通学地，人口移動)

第17表	常住地による従業地別，通学地別，男女別15歳以上就業者及び通学者数 - 地区別	250
第18表	利用交通手段，15歳以上自宅外就業者及び通学者数 - 地区別	256
第19表	5年前の常住地，男女別5歳以上人口（転入） - 地区別	262
第20表	県内市町村別流動人口・昼間人口	264
第21表	15歳以上就業者及び15歳以上通学者の流出・流入人口	266

# 1 調査の概要

## 1 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成12年国勢調査はその17回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成12年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、昭和15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限定されていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査対象となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査が実施されている。

## 2 調査の時期

平成12年国勢調査は、平成12年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在よって行われた。

## 3 調査の法的根拠

平成12年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

○国勢調査令（昭和55年政令第98号）

○国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

○国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

## 4 調査の地域

平成12年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

（1）歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

（2）島根県隠岐郡五箇村にある竹島

## 5 調査の対象

平成12年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校，第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校在学している者で，通学のために寄宿舍，下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は，その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し，又は入所している者はその入院先，それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所，陸上に生活の本拠の無い者はその船舶  
なお，後者の場合は，日本の船舶のみを調査の対象とし，調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか，調査時前に本邦の港を出港し，途中国外の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は，その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については，その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所，少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち，死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は，その刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は，外国人を含めてすべて調査の対象としたが，次の者は調査から除外した。

- ( 1 ) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ( 2 ) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 6 調査事項

平成 12 年国勢調査では，次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| ( 1 ) 氏名           | ( 2 ) 男女の別               |
| ( 3 ) 出生の年月        | ( 4 ) 世帯主との続柄            |
| ( 5 ) 配偶の関係        | ( 6 ) 国籍                 |
| ( 7 ) 現在住居における居住期間 | ( 8 ) 5 年前の住居の所在地        |
| ( 9 ) 在学，卒業等教育の状況  | ( 10 ) 就業状態              |
| ( 11 ) 就業時間        | ( 12 ) 所属の事業所の名称及び事業の種類  |
| ( 13 ) 仕事の種類       | ( 14 ) 従業上の地位            |
| ( 15 ) 従業地又は通学地    | ( 16 ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |

（世帯に関する事項）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ( 1 ) 世帯の種類    | ( 2 ) 世帯員の数  |
| ( 3 ) 家計の収入の種類 | ( 4 ) 住居の種類  |
| ( 5 ) 住居の床面積   | ( 6 ) 住宅の建て方 |

## 7 調査の方法

平成 12 年国勢調査は、総務庁（統計局・統計センター）- 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成 12 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるように設定され、その数は約 94 万である。

なお、調査区は、平成 2 年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

平成 12 年国勢調査は、総務庁長官により任命された約 83 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1 枚に 4 名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。